

答申第377号  
平成25年3月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年7月28日付け都計第148号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成22年8月24日付けで異議申立人から提起された、平成22年7月20日付け都計第260号及び同日付け都計第261号で行った行政文書部分開示決定のうち伝票番号に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は次に掲げる情報を開示すべきである。

- (1) 起票日が平成21年6月9日及び同年10月16日である支出負担行為支出伝票に記録された伝票番号
- (2) 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第134条第3号に規定する支出の証拠書類である請求書（起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に添付されたものに限る。）に記録された、請求書に付された番号
- (3) 同条第4号に規定する支出の証拠書類である見積書（起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に添付されたものに限る。）に記録された、見積書に付された番号
- (4) 同条第6号に規定する支出の証拠書類である納品書（起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に添付されたものに限る。）に記録された伝票番号

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年7月20日付け都計第260号及び同日付け都計第261号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で伝票番号を開示しなかった決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 過去に伝票番号を開示している。
- (2) 同時に開示請求した他課では伝票番号を開示している。
- (3) 見積書の日付と伝票番号が整合性がないことの隠ぺい。  
平成20年12月17日から平成21年1月7日までの伝票番号が平成21年10月当時の伝票番号となっている。
- (4) 処理てん末書の「当時の仮納品書も受領し」の部分が虚偽であること  
の事実が明らかでありながら支出伝票により不正会計処理がされたこと  
についての隠ぺい。
- (5) 不開示理由に条例8条6号の該当性の追加をするなら異議申立書の  
処分を取消し、再度決定書の発行が必要である。異議申立てと関係  
のないことで異議申立人にはどうすることもできない。

- (6) H15～H20の県の伝票番号を開示しながらH21を開示しない理由がわからず意見のしようがない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

#### 1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年5月21日付けで、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に次に掲げる事項と記載した行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 「過年度支出にて支出負担行為を起票しないで、支出したことがわかる書類（添付書類含む）（納品者、発注者、納品受取者がわかる書類含む）（H15年度以降が対象）」
- (2) 「1、エプソンETカートリッジの支払伝票（添付書類含む）2、大三サニーク快適宣言の支払伝票（添付書類含む）（1、2ともH15年度以降が対象）」

#### 2 本件決定について

- (1) 実施機関は、次に掲げる開示請求に対し、本件請求の対象となる行政文書をそれぞれに掲げる行政文書と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号に該当するとして本件決定を行った。

ア 上記1(1)の開示請求 起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票及び添付書類

イ 上記1(2)の開示請求 エプソンETカートリッジ及び大三サニーク快適宣言に係る38件の支出負担行為支出伝票及び添付書類

- (2) 実施機関は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、理由説明書の提出について（平成23年9月15日付け都計第364号）で、条例第8条第6号に該当するとして本件決定の理由を追加した。

#### 3 部分開示の理由について

- (1) 本県においては、会計検査院の検査において一部の自治体における長年にわたる不適正な経理処理が明らかになったことを受けて、知事の指示により平成20年10月に総務部行政改革監をチームリーダーとする「経理問題特別調査プロジェクトチーム」が設置され、県と取引のあった民間事業者（以下「事業者」という。）との取引内容を基に、平成15年度から平成19年度における需用費のうち主に消耗品費の支出状況について調査が行われた。

また、平成21年10月には総務部総務課内に「特別監察室」が設置され、平成20年度支出に係る追加調査及び平成21年度支出に係

る特別監察が行われた。

平成15年度から平成20年度における支出状況に関する調査（以下「経理調査」という。）を行うに当たっては、事業者が保有する情報の収集が不可欠であったが、当該情報を収集する法的な権限がない状況において、事業者の名称等の公開を前提としては、必要な情報の収集が困難であると判断した。そこで、県は、経理調査の目的を達成するため、事業者の名称等を公表しないこと及び提供された情報について経理調査以外に使用しないことを条件として、事業者が保有する情報の提供について県への協力を要請した。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

ア 経理調査の結果、判明した不適正な経理処理は、県の事務処理の問題であることから、事業者の名称等が公にされた場合、たとえ事業者には責任がないとしても、結果的に、事業者の名誉、社会的地位等が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、経理調査の対象に事業者が特定され得る情報が記録されている場合は、これらの情報は条例第8条第3号に該当するため、不開示とする必要があると判断した。

イ 平成21年度支出については、経理調査で事業者から収集した情報を基に、不適正な経理処理については是正処理を行ったことから、事業者が特定される情報については、アと同様に不開示とする必要があると判断した。

ウ 本件決定においては、上記ア及びイの判断により、特定の事業者が識別される情報として、法人名等、代表者氏名、法人の印影、代表者の印影、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、口座情報及び相手方コードについて、また、他の情報と組み合わせることにより特定の事業者が識別されるものとして、伝票番号について、それぞれ不開示としたものである。

(3) 条例第8条第6号の該当性の追加について

諮問理由の説明に当たり、不開示理由を再検討した結果、条例第8条第6号該当性の追加をすることが適当と判断したので、以下追加する。

県が行った不適正な経理処理については、(1)のとおり条件を付し、事業者の協力を得られたことにより、経理問題の実態が明らかになったものであるが、事業者が特定される情報を公にすることにより、事業者との信頼関係が損なわれ、県における今後の契約事務に著しい支障が生ずるだけでなく、事業者以外に対する県の信用、信頼までもが失墜し、県の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある。

よって、本件決定で不開示とした情報は、条例第8条第6号に該当する。

#### 4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、平成22年8月24日付けの異議申立書で、本件決定のうち5件の支出負担行為支出伝票について伝票番号を開示しなかった処分について、

ア 過去に伝票番号を開示している。

イ 本件請求と同時に開示請求した他課では、伝票番号を開示している。  
の2点の理由から、伝票番号は不開示情報に該当するものではない旨主張する。

(2) また、異議申立人は併せて、支出負担行為支出伝票の添付書類である、相手方の事業者が作成した見積書に記載された伝票番号を不開示としたことについて、「平成20年12月17日から平成21年1月7日までの伝票番号が平成21年10月当時の伝票番号となっている」として、「見積書の日付と伝票番号が整合性がないことの隠ぺい」のためであると主張する。

(3) しかしながら、異議申立人の(1)アの主張について、過去に行われた別の開示請求に対し開示した文書は、その決定時点において、条例第8条第3号に掲げる不開示情報には該当しないものと判断して事業者の名称等を開示したものであるところ、本件請求に対する決定時点においては、上記3(2)ア及びイで述べた理由から条例第8条第3号に該当するものと判断して事業者の名称等を不開示としたものである。

また、支出負担行為支出伝票の伝票番号は、県の財務情報システムにより支出負担行為伝票を起票した際に個々の伝票に付される固有の番号であることから、これを開示すると、過去に開示している支出負担行為支出伝票との照合により事業者の名称等が容易に判明することから、上記3(2)ウで述べたように「他の情報と組み合わせることにより特定の事業者が識別されるもの」として、条例第8条第3号に規定する不開示情報に該当する。

さらに、上記3(3)で述べたとおり、事業者が特定される情報を公にすることにより、事業者との信頼関係が損なわれ、県における契約事務に著しい支障が生ずるとともに、事業者以外に対する県の信用、信頼の失墜等により、県の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

したがって、本件決定において「伝票番号を開示しなかった処分」

は妥当であり、同人の主張には理由がない。

- (4) 異議申立人の(1)イの主張についても、(3)で述べたとおり、本件請求においては開示文書の伝票番号を過去に開示した文書の伝票番号と照合すると容易に事業者の名称等が判明してしまうため伝票番号を不開示としたものであり、状況が異なる可能性のある「同時に開示請求した他課」の開示文書を前提とする同人の主張には理由がないものである。
- (5) また、異議申立人の(2)の主張について、相手方の事業者が見積書の伝票番号をどのように付けているかは了知していないが、当該番号により事業者の名称等の特定につながる可能性があると考えられることから、条例第8条第3号に該当すると判断して不開示としたものであり、同人の主張には理由がない。

#### 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件請求の対象となる行政文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について  
本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3 1及び2のとおりである。
- 2 本件請求の対象となる行政文書について
  - (1) 上記第2 1において、異議申立人は伝票番号を開示しなかった決定を取り消すとの決定を求めており、審査会において本件請求の対象となる行政文書を見分したところ、次に掲げる行政文書に異議申立人が取消しを求める情報が記録されており、当該文書はそれぞれに掲げる欄で構成されている。

ア 千葉県財務規則別記第46号様式により作成された、起票日が平成21年6月9日及び同年10月16日である支出負担行為支出伝票  
決裁、課(かい)名、コード、執行伺い文、起票日、説明、年度、短縮コード、会計、款、項、目、細目、投資、性質、節、細節、繰越、投資地域、節・細節名、金額、履行期限、執行限度額、相手方の住所、氏名、集併合件数、金融機関名、口座名義人、預金種目、口座番号、相手方コード、支払命令起票日、伝票番号、執行機関、出納機関、摘要、公金振替先・関連番号、支払(更正)及び精算登録校合印・年月日、支払(予定)日、支出区分、支払区分、案内票発行区分、支出命令額、支出残額、現金支給額、控除(区分、コード、控除額の欄で構成されている。)及び各種物品出納簿記載日・印

イ 同規則第134条第3号に規定する支出の証拠書類である請求書(起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に

添付されたものに限る。) 請求書に付された番号、宛先、年月日、納入場所、納入期限、お支払条件、お見積有効期間、請求する旨の意思表示、合計金額、請求者の名称、代表者の名称、印影、住所、電話番号、ファクシミリ番号、フリーダイヤル番号、決裁、品名、数量、単位、単価、金額、摘要、検査済の旨の付記、小計、消費税、合計、金融機関の名称、預金種目、口座番号、千葉県庁コード番号、業務の内容

ウ 同条第4号に規定する支出の証拠書類である見積書(起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に添付されたものに限る。) 上記イと同じ(上記イ中「請求」とあるのは、「見積」と読み替えるものとする)。

エ 同条第6号に規定する支出の証拠書類である納品書(起票日が平成21年10月16日である支出負担行為支出伝票に添付されたものに限る。) 宛先、お得意先コード、納品者の名称、代表者の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号、受領した印影、取引区分、取引区分名、発注番号、伝票区分、取引先コード、年月日、伝票番号、部課コード、セールスコード、セールス名、JANコード/商品コード、製品品番/品名、標準小売価格、数量、単位、引合、単価、金額、備考、合計、検印、出荷倉庫、合計梱数、運送会社、消費税を請求する旨の意思表示、通産省推奨C様式準拠・文具統一伝票との表示

(2) 本件決定において不開示とした部分(上記第2 1に限る。)は、次に掲げる情報である。

ア 上記(1)アに記録された伝票番号

イ 上記(1)イに記録された請求書に付された番号

ウ 上記(1)ウに記録された見積書に付された番号

エ 上記(1)エに記録された伝票番号

### 3 条例第8条第3号及び第6号該当性について

(1) 次に掲げる番号(以下「伝票番号等」という。)は、支出負担行為支出伝票、請求書、見積書及び納品書の適正な管理に資するため、当該伝票、請求書、見積書及び納品書を作成する際に付される番号であり、一般的には、条例第8条第3号本文及び第6号に規定する不開示とする情報に該当しない。

ア 当該伝票に記録された伝票番号

イ 支出の証拠書類として当該伝票に添付された請求書及び見積書に付された番号

ウ 支出の証拠書類として当該伝票に添付された納品書に記録された

## 伝票番号

- (2) しかし、実施機関は、本件請求において、上記(1)アについては、財務情報システムにより支出負担行為支出伝票を作成した際に付される固有の番号であることから、また、上記(1)イ及びウについては、支出の証拠書類として当該伝票に添付された請求書、見積書及び納品書（以下「請求書等」という。）に付された番号を事業者がどのように付しているかは了知していないことから、これらを開示すると、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票と照合することにより不適正な経理上の処理に関係した可能性のある事業者の名称を特定し得る情報であり、公にすることにより、次に掲げる事由があると説明するので、以下のとおり検討する。
- ア 事業者の名誉、社会的地位等が損なわれ、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。
- イ 経理調査を行うために、事業者の名称等を公表しないこと及び提供された情報について経理調査以外に使用しないことを条件として、県が要請して事業者が有する情報の提供を受けたこと。
- ウ 当該条件を付して、事業者の協力を得られたことにより、不適正な経理上の処理の実態が明らかになったものであり、事業者及び事業者以外のものに対する県の信用、信頼が損なわれ、県の機関における契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 審査会は、本件請求の対象となる行政文書（上記第2 1に限る。以下同じ。）に関し、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票及び請求書等で構成された行政文書を照らし合わせたところ、前者の行政文書については、事業者の名称及び伝票番号等が開示されていないのに対し、後者の行政文書については、これらが開示されていた。したがって、実施機関の説明のとおり、本件請求において、伝票番号等を開示すると、事業者の名称及び伝票番号等を開示した後者の行政文書を有する異議申立人において、事業者の名称を特定し得る。
- (4) こうしたことから、本件請求における伝票番号等の取扱いについては、経理調査において、事業者から情報を収集した経緯、事業者の名称が特定され得る場合の影響から、実施機関が伝票番号等を不開示としたことについては、一応の合理性があると認められる。
- (5) しかし、審査会が、本件請求の対象となる行政文書に関し、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票及び請求書等で構成された行政文書を照らし合わせたところ、両者の行政文書に記録された情報のうち、開示された情報である起票日、金額、履行



期限、執行限度額、支出命令起票日、支払（予定）日、支出命令額、支払（更正）登録校合印・年月日等を照合することにより、異議申立人において、両者が同じ支出負担行為支出伝票及び請求書等であると容易に推測することが可能であると考えられる。

- (6) したがって、本件請求に係る限りにおいて、伝票番号等に実施機関が説明する事情はなく、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票に記録されている、代表者の印影を除くすべての情報が開示されている以上、本件請求の対象となる行政文書に記録されたもののうち伝票番号等を開示することは、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、条例第8条第3号イに該当しない。また、上記3(2)イに記載された条件を付することが伝票番号等の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められないことから、条例第8条第3号ロに該当しない。さらに、当該条件を付することが合理的であると認められず、事業者及び事業者以外のものに対する県の信用、信頼が損なわれ、県の機関における契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことから、条例第8条第6号に該当しない。

#### 6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 7 結論

以上のとおり、実施機関は上記2(2)アからエまでを開示すべきである。

### 第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日         | 処理内容          |
|-------------|---------------|
| 平成23年 7月28日 | 諮問書の受理        |
| 平成23年 9月15日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成24年 2月 7日 | 異議申立人の意見書の受理  |
| 平成24年11月21日 | 審議            |
| 平成24年12月21日 | 審議            |
| 平成25年 1月25日 | 審議            |
| 平成25年 2月22日 | 審議            |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

| 氏名    | 職業等              | 備考       |
|-------|------------------|----------|
| 莊司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師      | 部会長      |
| 泉 登茂子 | 公認会計士            |          |
| 木村 琢磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 |          |
| 鈴木 牧子 | 弁護士              | 部会長職務代理者 |

(五十音順：平成25年2月22日現在)